

た（この時芝尾墓地に移転したのではないかと思う）後

大法要を営んだ。

その後、別府市は麻生太吉の別荘「五六庵」の敷地に昭和三年公会堂を建てた。その敷地内に、潜伏の家屋を松尾家より家屋並びに記念物一切の寄付を受けて移築して、昭和八年新たに記念碑をも建設して永久に保存する事にした。なお、平成五年現在地へ移動した。

最後に、これを編集するにあたりご尽力をいただいた豊田文一氏に紙面をお借りしてお礼を申し上げます。

者が多かつた。

昭和三〇年頃まで、農閑期になると豊岡・日出方面の若い母親が幼児を連れ、三々五々誘いあつてお参りに来ていた。当時、こどもの虫封じに「多賀さま」に参拝するということは、姑・小姑から離れ公然と母子で外出を樂しめる唯一のチャンスであつたのではなかろうか。参拝後、拝殿で弁当を広げている姿、まるでピクニックに来たようではほえましいものがあった。

虫封じとは、小児のひきつけを治すこと、つまり疳の

多賀神社のこと

八幡竈門神社境内鎮座

土屋公照

参考文献 「伊藤博文・井上馨」全集 伊藤痴遊著
「別府潜伏時代及其前後の井上馨侯」
編集・発行別府市役所



虫を抑える神事である。昔は今と違ひ幼児の栄養状態もわるく、寄生虫なども多く、たびたびひきつけを起すことがあつたのだろう。

多賀神社の虫封じは、神事のため足の形を墨で白紙に

とる。男は左、女は右でその土ふまずのところに真言神

道による神事をする。虫封じの済んだ足形の紙を祈願者にお渡しする時、一夜幼児の肌につけ翌日の真夜中、十字路になつた道路の真ん中に埋める様に伝えていたそうである。

願懸は、女性が自分の髪を切つて（毛の長さ一〇センチ

○センチ、太さ二センチ程度を白紙三～五センチでくるみ、水引で結んだもの）多賀神社の拝殿の扉にくくりつけ願を懸けていた。

ところで、多賀さまは何時ごろ竈門八幡社の境内社に鎮座したのだろうか。伝えによると、安政二年に当時の神職矢黒豊充が勧請したことになつており、明治四年の神社表にも、境内社として記載されている。しかし、明治二十七年に当社の宮司であつた上屋範一が、多賀社の

勧請に関した興味ある書簡を三通残している。大社の御分靈を勧請することなどについては、一般の人々には縁の薄いことであるが、信仰の対象となる神社のことであるから記してみたい。

書簡一は、八幡竈門神社の祠官（宮司）土屋範一より近江の多賀神社ニ宛てた手紙の控え、多賀神社の御分靈の勧請を願つたものである。

控

拝啓候春寒未凌兼候處 先以

尊社益御繁榮珍重不斜奉拝賀候 却説當郷社境内末社トシテ去安政二卯年当社旧神職矢黒豊充ナル者ヲ參拝為致幣帛御勧請ノ順次罷在候 紗来一小祠建築于今尊崇罷在候處 一昨年當社氏子野田區後藤百太郎尊社へ參詣ノ序前件御訪問ニ及候處不分明ノ由誠ニ遺憾之事ニ存居候
折柄此度氏子信徒一同協議上ヨリ該小祠改築企望発議シ遂ニ本殿并ニ拝所杯木年一月ヨリ工事着手申然ルニ此節當社氏子縦代永田喜ニナル者ヲシテ參拝為致候儀ニ

付 後年尊社ノ帳末ニテモ永遠保存分社ノ御明文御記載

ナラセラルヘキ處ノ仮御分靈カ又ハ幣帛トカ御勧請ノ神

璽トナルヘキ御文璽御分與賜度 仍テ聊ノ御初穂金納仕

候間特別ノ御採廳ヲ以テ御採可被成下候事ハ拙官始一同

無此上大悦至極奉存候

尚此上貴寿諸社規約ニ基キ結社仕度存意ニモ有之候間

何卒尊社ノ御徳澤御光輝ノ御分璽奉望上候

先者右奉歎願候 恐惶謹言

大分県豊後国速見郡御越村大字内竈區

郷社八幡竈門神社

祠官 土屋範二

明治二十七年二月

官幣中社多賀神社々務所 御中

〔別啓仕候別紙御届ノ儀本人（後藤百太郎）死亡後失
念ノ由申出ニ付此度上申仕候間宜敷御取成被下度候
也〕

書簡一の内容をみると、

明治二十五年氏子の野田村の後藤百太郎（野田庄村屋後藤逸平の子息）が、近江の国の多賀大社にお参りにいった。一年前から、津島中ノ屋敷、村居廉太郎・平田、加藤作市・野口、友永寿八・大分町、佐藤宇三郎・東山香

妙見ノソバ、田辺幸八・日指村、工藤鉄治などの発起で、社殿の改築の話が持ち上がっていた。百太郎が参詣のついでに社務所を訪れて、念のため帳簿を調べて見たところ、多賀社御分靈の竈門社への勧請の記載が見つからず、大変遺憾に思い且つ驚いている。

いよいよ氏子や信徒一同が協議をして、この年の一月に本殿や拝殿の工事に着手したので、さっそく氏子総代の永田喜三（壯三）を多賀本社に参詣させるので、「尊社ノ帳末ニテモ永遠保存分社ノ御明文御記載ナラセラルヘキ處ノ仮御分靈カ又ハ幣帛トカ御勧請ノ神璽トナルヘキ御文璽」をあらためて分けてくれるよう嘆願している。

人へ宛てた速達で、多賀神社の勧請が叶つた報せである。

大至急拝啓多賀神社参謁ノ為メ昨夜彦根ニ一泊今日早朝

該神社へ参拝仕候 尤モ同行ナル大野郡選出県會議員松

植勇男義ト同伴致し候 都合ニヨリテハ劣生之代理トシ

テ同義相立可申心算之處 多賀神社主典永原營斗士義之
執計ニテ直ニ□□ニ及土屋範二氏ヲ向ケ小包郵便より遅
送可相成候間□□□別府郵便局ヲ向ケ御着御可被為在

候間 御承届□被可致右乍途中御通知申上候

草々頓首

三月廿四日

後藤舜一様

永田壯三

尚々御初穂金三円献納致置候也

彦根に滯在していた永田は、後だてとして大分県會議員植松勇男を同行して、多賀本社を訪れ、多賀神社主典の永原營斗吉と交渉をかさねた。その取り計らいで勧請に同意が得られ、土屋範二に神璽が郵送されることを報せた速達である。

書簡三は、近江多賀神社主典永原營斗士より、竈門神社祠官土屋範二に宛てたもので、御分靈を授与することに決定した公文書である。(近江多賀二十七年三月六日イ便、豊後豊前同年同月二十九日ハ便の消印がある。)

貴書拝誦陳ハ遙回貴社末社へ御勧請ノ為本社御分靈勧遷方御申請相成候處 右御分靈或ハ幣帛勧請等ヲナシ公然社託ニ事跡ヲ存スル様ノ義ハ社寺法規ノ制裁ニ因リ成シ能ハサルモノニ有之候条 折角ノ御希望ニ候得共難応候ニ付宜シク御斷念被下度 然ルニ過般永田氏へ申置候如ク保存寄附ト倣シ祷之神璽ヲ授与スル事ニ取極候ニ付右ニテ御意存無之候ハハ速々遅送方取計可申候間否や貴報項キ度 依テ本書ハ一先御返戻及候也

多賀神社主典 永原營斗吉

土屋範二殿

追テ御意存無之候ハハ遞送料トシテ金式拾錢郵便切手
ニ換用シ御送付有之度候也

封書

(表書)

豊後国速見郡御越村

土屋範一殿

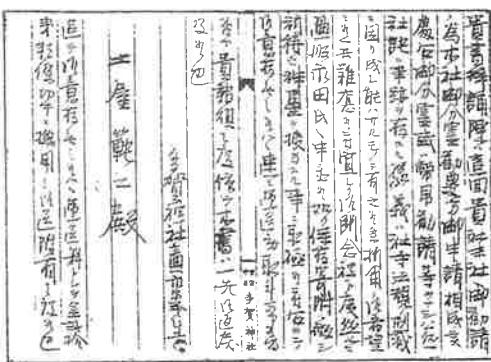
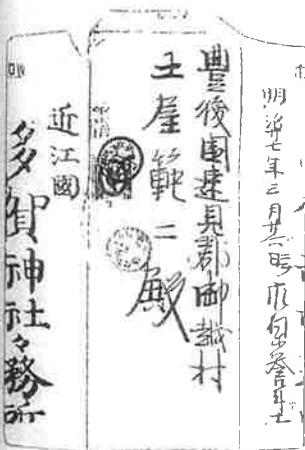
(裏書)

近江国

多賀神社々務所

明治廿七年三月廿六日 永原譽斗吉

要するに、「御分靈或ハ幣帛勧請等ヲナシ公然社託ニ
事跡ヲ存スル様ノ義ハ社寺法規ノ制裁ニ因リ成シ能ハサ
ルモノニ有之候条」として「応断りながら、「保存寄附
ト微シ」て祈祷の神靈の授与することを許可している。



正式に勧請を許可し帳簿に記載された月日は、此の書

簡では不明であるが、前例を省みて今度は正確に記載さ

れたものと考へる。それにしても、祈祷の神璽を、つま

り勧請の証となる神璽を、捧持して遷御されるものと思
いきや郵送料二十銭で小包郵便で郵送されるとは以外で
ある。

なお、後藤舜一氏は、野田村後藤百太郎の子息泰義氏
の後見人となつた人で、野田村の有力者であつた。永田
氏が多賀神社勧請の朗報をいの一番に報じるほど、後藤氏
は多賀神社の勧請に大きく貢献していたものと思われる。

また、永田庄三氏は、龜川村の旧家で、後に御越町の
町長などを歴任した人である。後藤庄屋については、跡
をとつてゐる野田村三組の池田幸子氏、永田氏について
は龜川古市の永田重一氏の両氏にお忙しい中を懇切丁寧
にお教えいただいたことを記して謝したい。

(寛延二年の「朝見宮御神事」より)

祭研究同人

朝見八幡さまのお祭り

八幡朝見神社は豊後の守護となつた大友氏が、建久八年（一一八七）に鎌倉の鶴ヶ岡八幡を勧請したと伝えら
れている。したがつて、朝見神社のお祭りは古来より、
〔鎌倉ノ神例ヲ以テ当社ノ神役ヲ勤メルモノ也〕

と「朝見宮御神事」に書かれているとおり、お祭りの組
織・運営は鶴ヶ岡八幡宮のしきたりにそつて行なわれて
いた。

朝見八幡様の秋の大祭について、二百五十年ほど前の
寛延二年（一七四九）に書かれた「朝見宮御神事」によ
つて再現してみよう。

祭組

朝見八幡には次のように十七の地区に氏子の組合があ
った。

